

航空宇宙産業設備投資促進補助金

厳格な品質基準や認証、新たな技術革新や新型機への対応が求められる航空宇宙産業において、中小企業の販路拡大や生産増、一層高度な業務への対応に必要な設備投資に対して助成を行います

他業種との併用設備でもOK！

3D CADなどソフトウェアもOK！

補助
対象者

航空宇宙産業に関する認証等を受けている中小企業者

補助対象
経費

市内に所在する事業所において、航空宇宙産業に関する設計/製造/検査で使用する機械設備やソフトウェアを購入・設置又は構築する設備投資

補助率

10%以内

限度額

1,000万円

申請方法

(9/30ㄨ切)

まずは以下の名古屋市 次世代産業振興課へご相談ください

要綱・申請書等をご案内いたしますので、必要事項を記載の上、申請書をご提出ください

TEL: 052-972-2418 E-Mail: a2417@keizai.city.nagoya.lg.jp

<https://www.city.nagoya.jp/jigyousangyou/1026356/1026468/1026470.html>

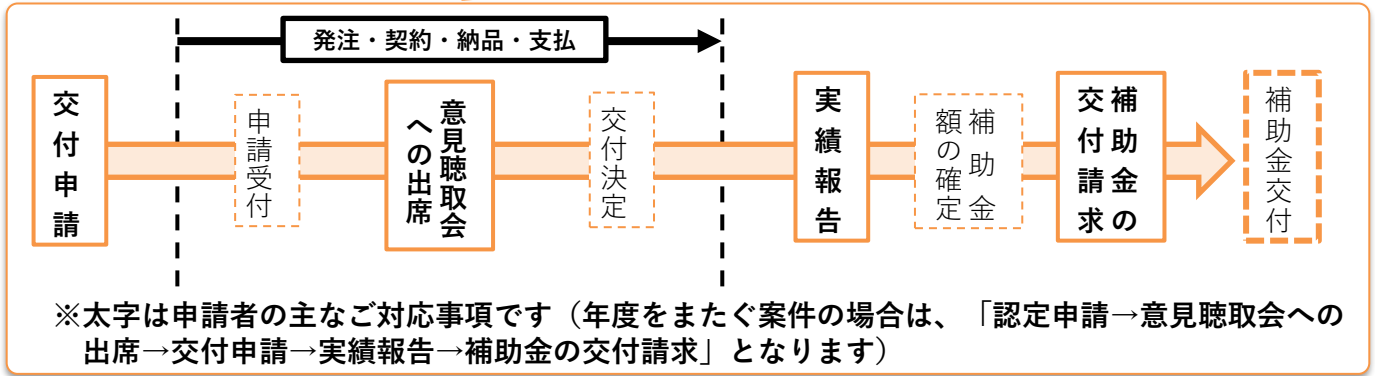


国・県の補助金等と併用可能！
年度をまたぐ案件もOK！

- ・同一補助対象設備に対し、国・県等の補助金が併用可能です
- ・令和8年度に契約し、令和9年度以降に設置等する案件も、契約前であれば申請可能です。詳しくは上記にご相談ください

手続きの流れ

年度をまたぐ案件の場合は、「認定申請」をいただくことで補助対象となります！詳細はぜひご相談ください！



補助金に関する詳細

中小企業者について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者を指します
必要な認証（いずれか1つ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ JISQ9100、Nadcap ・ 上記に準ずるもの（航空機製造重工メーカーによる独自規格で、MSJ4000などJIS Q 9100と同等以上のもの）
補助対象について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費の合計が500万円以上(税抜き)のものが対象です（合算可。但し、50万円未満(税抜き)のものは合算対象外） ・ 購入設備等の契約に含まれる付随費用も対象です（運搬費や据付工事費、PC設定費等） ・ 中古品又はリース契約による取得は対象外です ・ 初期費用以外の経費は対象外です(年間使用料等) ・ 工場など建屋の整備費は対象外です(本市の他の補助制度で建屋+設備が対象になる場合があります)
申請に関する注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備等の購入契約締結の前日までに申請書提出が必要です ・ 外部有識者の意見を聴取した上で交付決定します
補助金の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象設備等の設置/構築、支払い完了後に交付となります ・ 補助事業完了後に実績報告書の提出とともに、本市職員による現場検査(確認)が必要です ・ 本市が随時実施するアンケート調査やヒアリング等にご協力いただきます ・ 設備投資した財産を5年以内に処分した場合は、補助金の返還をを求める場合があります
補助限度額について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助限度額（1,000万円）は各年度ごとの制約です ・ 過去に本補助金の交付を受けた場合も、再度交付を受けることが可能です（令和7年度に交付→令和8年度に交付も可）